



2021年11月1日

各 位

会 社 名 サクサホールディングス株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 丸井 武士  
(コード番号 6675 東証第1部)  
問 合 せ 先 総務人事部長 和島 準  
(TEL. 03-5791-5511)

### 元取締役からの損失補填等に関するお知らせ

当社は、2020年10月23日付公表の「役員等責任調査委員会の設置に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社における一連の不正あるいは不適切な会計処理等の問題（以下「本件事案」という。）において、取締役、監査役等の任務懈怠に該当する行為があったか否かについて、さらに調査を行い、その責任を明らかにする必要があると判断し、当社と利害関係を有しない外部の専門家からなる「役員等責任調査委員会」を設置しました。

その後、2021年2月26日付公表の「役員等責任調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社が役員等責任調査委員会から受領した調査報告書においては、調査対象となった取締役、監査役等のうち、一部の元取締役および元監査役について任務懈怠責任が認められること、本件事案で上記の元取締役および元監査役の任務懈怠行為との間に相当因果関係があると認められる損害は、会計監査人の追加監査報酬、本件事案についての当社における弁護士相談費用ならびに特別調査委員会及び役員等責任調査委員会の調査費用等であること等が指摘されました。

これを受け、当社は、役員等責任調査委員会の調査報告書において任務懈怠責任が認められた元取締役6名および元監査役2名に対する損害賠償請求その他の法的措置について、外部の弁護士を代理人として選任し、当該弁護士の法的助言を受けながら、当該弁護士を通じて上記の8名との協議・交渉を重ねてまいりました。

その結果、今般、当社は、上記の元取締役6名との間で、それぞれ元取締役が当社に対して本件事案に関して当社に発生した損失につき一定金額を補填すること（元取締役6名からの補填額につきましては、各個人の本件事案への関与の程度、任務懈怠と相当因果関係のある損害額、各個人の支払能力、当社における本件事案の早期解決のメリット等を総合的に考慮し、元取締役6名それぞれとの間で協議・交渉を重ねた結果、総額1億円となっております。）を2021年10月27日に合意いたしましたので、お知らせいたします。なお、当社は、当該合意について、当社の監査役会および取締役会の承認を得ております。本損失補填額が当社の業績に与える影響は軽微であります。

当社は、役員等責任調査委員会の調査報告書において任務懈怠責任が認められた元監査役2名については、上記弁護士を通じた協議および対応の検討を継続しており、処理解決方法が決定次第開示いたします。

なお、本件事案に関係した上記の8名以外の当社グループ会社の執行役員および従業員については、懲戒規程等に基づき処分いたしましたので、併せてお知らせいたします。

以 上